

F E D X P 規約

1. 本クラブは、名称を Far East DX-Ploiters とする。
2. 本クラブは、DX hunting を、より能率的に行うこと、および、アマチュア無線の健全なる発達を図り、会員相互の友好を増進させることを目的とする。
3. 目的達成のために、会報の発行、その他必要なことを行う。
4. 本クラブに入会するときは、現会員 1 名以上の推薦による。
5. 再入会のときも 4 項を適用する。
6. 本クラブの会費は、①入会金 1,000 円、②会費年額 5,000 円とする。
7. 本クラブの会長の選出、HQ 会の設置、および幹事の指名については次の通りとする。
 - 7.1 会長の選出
本クラブは、選挙により会長を選出する。会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 7.2 HQ 会の設置
会長のもとに HQ 会を設置する。HQ 会は会長が指名する若干名で構成し、クラブの活動方針の策定を行う。
 - 7.3 幹事の指名
クラブ内の各種業務を分担し遂行するため、常任幹事および任意幹事をおく。いずれも HQ 会が指名するものとし、再任および HQ 会の構成員との兼務を妨げない。
常任幹事はクラブの基本業務を担当し、会計係、会報係、ネットコントロール係、ハムフェア係、WEB 係、会員係、および FOUNDATION 係をおく。
任意幹事はクラブ内の諸行事等に対応して随時指名する。
8. 会報は、毎月一回以上発行する。
9. 会員は、原則一日一回以上メールを受信するとともに、Web を閲覧する設備を有すること。

- 1 0. 会員として相応しくない会員は、退会勧告を行い、従わない場合は HQ 会の議決をもって除名することができる。
- 1 1. 会員は、会報への投稿の義務を負う。
- 1 2. 本クラブは FEDXP FOUNDATION の運営を行う。運営の細則は別途制定する。

以上

(2024 年 6 月 8 日改訂)